

○九州工業大学附属図書館ボランティア受入れ及び活動要項

（目的）

第1条 この要項は、九州工業大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）におけるボランティアの受入れ及び活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において「ボランティア」とは、附属図書館の利用者支援及び運営支援を目的とし、生涯学習の一環として自らの自由意志により、その知識・技能を無償で提供する者を言う。

（活動内容）

第3条 ボランティアの活動内容は、次に掲げる事項のうち、附属図書館長が適当と認めた範囲とする。

- (1) 利用案内
- (2) 利用環境整備
- (3) 附属図書館が特別に企画する事業
- (4) その他附属図書館長が必要と認めた事業

（活動の申請）

第4条 附属図書館においてボランティア活動を希望する者は、その旨を附属図書館長に申請するものとする。

2 申請に必要な手続きは、別に定める。

（研修）

第5条 附属図書館長は、ボランティア活動の申請があったときは、当該申請者に対してボランティア活動に必要な事項について研修を行わなければならない。

2 図書館の勤務経験を持つなどにより、図書館業務について高度の知識と技能を有すると附属図書館長が認める者については、前項に規定する研修を受講したとみなすことができる。

（活動許可、許可期間及び許可期間の更新）

第6条 前条に規定する研修を受けた者又は研修を受けたとみなされた者で、ボランティア活動を希望する者については、選考の上、活動を許可する。

2 ボランティアの活動期間は、当該年度内とする。

3 ボランティアが活動の更新を希望し、附属図書館長が当該ボランティア活動の継続が必要と認めた時は、活動実績を勘案のうえ活動期間を更新することができる。

（許可証）

第7条 活動を許可された者又は活動期間を更新された者には、別記様式1のボランティア許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

2 ボランティアは、ボランティア活動を行うときは常に許可証を携帯しなければならない。

3 ボランティアは、活動期間を満了、中断若しくは中止し、及び記載事項に変更を生じたときは、許可証を返却しなければならない。

(許可の取消)

第8条 附属図書館長は、ボランティアが附属図書館の業務に支障のある行為を行ったときは、活動の許可を取り消すことができる。

(活動の辞退)

第9条 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、別記様式2の辞退届により附属図書館長に申し出るものとする。

(遵守事項)

第10条 ボランティアは、本学諸規則を遵守するとともに、職員の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第11条 ボランティアは、活動の課程で知り得た個人情報、業務情報を他人に漏らしてはならない。ボランティア活動を退いた後も同様とする。

(図書館の利用)

第12条 ボランティアは、図書資料の貸出を受けることができる。

(ボランティア保険)

第13条 ボランティアとして活動を許可した場合は、ボランティア保険に加入しなければならない。

2 附属図書館長は、ボランティア保険加入が完了するまでは、ボランティア活動を開始させてはならない。

(事務)

第14条 ボランティア受入れ及び活動に関する事務は、情報基盤課において処理する。

(雑則)

第15条 この要項に定めるものの他、ボランティアの受入れ及び活動に関し必要な事項は、別に定める。